二十八、二和家具工業株式会社に対する件

昭和四十七年（排）第四号

排除命令

岐阜県岐阜市茜部中島一丁目一番地

二和家具工業株式会社

右代表者　代表取締役　広瀬孝芳

公正取引委員会は、右の者に対し、不当景品類及び不当表示防止法（昭和三十七年法律第百三十四号）第六条第二項の規定による聴聞をした後、同条第一項の規定に基づき、次のとおり命令する。

主文

一　二和家具工業株式会社は、小売業者を対象に、昭和四十六年九月二十五日から同年十月三十一日までを期間とし、「ハワイ招待ジャンボセール」と称して行なった景品類の提供が、不当景品類及び不当表示防止法第三条の規定に基づく「事業者に対する景品類の提供に関する事項の制限」（昭和四十二年公正取引委員会告示第十七号）第一項の規定に違反したものである旨、および今後このような違反行為を再び行なわない旨をすみやかに公示するとともに、「ハワイ招待ジャンボセール」の通知を受けた小売業者に対し同様の趣旨の通知をしなければならない。この公示および通知の方法については、あらかじめ、当委員会の承認を受けなければならない。

二　同社は、今後その販売する商品のうち、「事業者に対する景品類の提供に関する事項の制限」別表に掲げる商品の販売

に関し、当該商品を買い受けて販売し、またはこれらの商品を使用して一般消費者に役務を提供する事業者に対し、当該事業者が新たに当該商品の取引を開始するよう誘引する手段として、または当該事業者の当該商品に係る取引高その他取引の状況が同社の定める一定の基準に該当することを条件として、「事業者に対する景品類の提供に関する事項の制限」第二項各号に掲げる景品類を除き、年十万円をこえる景品類を提供してはならない。

三　同社は、今後一年間、前項の事業者に対し、景品類の提供を行なうときは、あらかじめ、その旨を当委員会に届け出なければならない。

四　同社は、第一項に基づいて行なった公示および通知について遅滞なく、文書をもって当委員会に報告しなければならない。

事　実

一　二和家具工業株式会社（以下「二和家具」という。）は、肩書地に本店を置き、家具の製造販売業を営む事業者である。

二　二和家具は、小売業者を対象とし、昭和四十六年九月二十五日から同年十月三十一日までの期間に同社の家具を十五セット（一セットは、洋服タンス、着物タンス、整理タンス、下駄箱の四品）購入ごとに一名をハワイ旅行（四泊六日、一人当り経費十四万円）に招待するとともに小遣いとして三万円を提供することを内容とする「ハワイ招待ジャンボセール」と称する売出しを実施した。

しかして、二和家具は、前記売出し期間中に、十五セットを購入した者十名を昭和四十七年一月二十七日に前記旅行に招待した。

三　しかるに、二和家具が、相手方事業者一名に対して提供することができる景品類の価額は、年間十万円までであって、二和家具はこの制限をこえる景品類の提供を実施したものである。

法令の適用

前記事実によれば、二和家具の行為は、不当景品類及び不当表示防止法第三条の規定に基づく「事業者に対する景品類の提供に関する事項の制限」第一項の規定に違反するものである。

よって、主文のとおり命令する。

昭和四十七年三月三日

公正取引委員会

委員長　谷村　裕

委員　有賀美智子

委員　橋本徳男

委員　呉　文二